第十条を第十条の二とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条　法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一　都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2　前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

第十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

第十二条中「第七条第七号」を「第七条第一項第七号」に改め、同条第九号中「）又は」を「）及び」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一　自転車駐車場

二　地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第十二条に次の一項を加える。

3　法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六　前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

第十四条第一号イ中「第七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に、「及び第十二条第一号から第五号まで」を「に掲げるもの並びに第十二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号」に改め、同号ハを削り、同条第二号中「第七条第四号及び第十二条第六号」を「第七条第一項第四号に掲げるもの及び第十二条第二項第六号」に改め、同条第三号中「第七条第五号並びに第十二条第九号」を「第七条第一項第五号に掲げるもの並びに第十二条第二項第九号」に改め、同条第四号中「第七条第六号並びに第十二条第七号」を「第七条第一項第六号に掲げるもの並びに第十二条第二項第七号」に改める。

第十六条第三号中「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三の二　第十二条第一項第一号に掲げる自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること。

三の三　第十二条第一項第二号に掲げる看板及び広告塔は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものであること。

第十六条第四号の二中「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改め、同条第五号中「第十二条第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同条第六号の二中「第十二条第一号の二」を「第十二条第二項第一号の二」に、「同条第一号の三」を「同項第一号の三」に改め、同号を同条第六号の三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

第十六条第八号中「第十二条第九号」を「第十二条第二項第九号」に改め、同条第九号中「第十二条第十号」を「第十二条第二項第十号」に改め、同条第十号中「第十二条第一号の三」を「第十二条第二項第一号の三」に、「同条第二号の三」を「同項第二号の三」に、「については」を「を設ける場合においては」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第三条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第十二条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

（資金の貸付けの対象となる公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の範囲）

第十二条　法第一条第二項第三号の政令で定める費用の範囲は、同号の建設に要する費用の二分の一とする。

（生産緑地法施行令の一部改正）

第四条　生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条（見出しを含む。）中「第八条第二項第五号」を「第八条第二項第三号」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第三条　法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

（都市計画法施行令の一部改正）

第五条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節の二　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の三・第三十六条の四）」を「第一節の二　田園住居地域内における建築等の規制（第三十六条の三―第三十六条の七）
第一節の三　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の八・第三十六条の九）」に改める。

第六条第一項第七号及び第八号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十三条の表沿道地区計画の項第六号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表集落地区計画の項第四号中「さく」を「柵」に改める。